

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県自転車の安全利用に関する条例（平成29年香川県条例第29号）

- 1 自転車の利用に係る交通事故を防止するため、自転車の安全利用に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び関係団体の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用を総合的かつ計画的に促進し、もって県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（平成29年香川県条例第30号）

- 1 障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第31号）

- 1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の一部が改正され、通訳案内士の名称が全国通訳案内士に変更されたこと、旅行業法（昭和27年法律第239号）の一部が改正され、旅行サービス手配業に係る登録区分が新設されたこと、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の一部が改正され、小規模不動産特定共同事業の登録制度が創設されたこと及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の一部が改正され、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日、一部の規定は平成29年12月1日、一部の規定は平成30年1月4日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第32号）

- 1 高松空港県営駐車場に指定管理者の委託による利用料金制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県土地改良施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第33号）

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第34号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正され、認知症である者である公営住宅の入居者が収入の申告をすることが困難である場合等において、県が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該入居者の収入等に応じ、公営住宅の家賃を定めることができることとされたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第35号）

- 1 都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第36号）

- 1 高松空港の運営を行う株式会社に対し、県の施策の推進を図るための人的援助を円滑に行うことができるようにするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。